

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

本案件は、競争参加資格確認のための証明書等（以下、「証明書等」という。）の提出、入札を電子調達システム（G E P S）で行う対象案件です。

なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該調達に係る平成30年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

平成30年2月13日

分任支出負担行為担当官

関東地方整備局

常陸河川国道事務所 八尋 裕

1 調達内容

(1) 業務件名

H30常陸管内ポンプ設備外点検整備業務

（電子調達システム対象案件）

(2) 調達案件の仕様等

本業務の概要は、以下のとおりとする。

- ・ 点検整備

水門：年点検 1 回、月点検 1 1 回

樋門・樋管：年点検 1 回

救急排水：年点検 1 回、月点検 8 回

道路排水：年点検 1 回、月点検 8 回

- ・ 整備および臨時点検

- ・ 運転管理

(3) 履行期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所

常陸河川国道事務所管内

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契

約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には、移行しない。

(6) 電子調達システム（G E P S）の利用

1) 電子調達システムによる入札参加を希望する場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。

2) 電子調達システムによりがたい場合は、証明書等とともに紙入札方式参加願を提出すること。

2 競争参加資格

(1) 入札参加者に要求される資格

1) 基本的要件

① 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

- ② 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。なお、「競争参加者の資格に関する公示」（平成29年3月31日付官報）に記載されている時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける。
- ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づき②の競争参加資格を継続する為に必要な手続きをおこなった者を除く。）でないこと。
- ④ 証明書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があ

り、当該状態が継続している者でないこと。

⑥ 本業務に事業協同組合として証明書等を提出した場合、その構成員は、単体として証明書等を提出することはできない。

⑦ 分任支出負担行為担当官から入札説明書の交付を受けた者であること、又は電子調達システムよりダウンロードした者であること。

⑧ 平成15年度以降に元請けとして履行（完成完了予定見込みを含む）した下記のⅠ又はⅡのいずれかの要件を満たす業務（工事）の実績を有すること。（共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

Ⅰ 河川における揚排水ポンプ設備の点検整備の履行実績

Ⅱ 河川における揚排水ポンプ設備工事の施工実績

ただし

㊦ Ⅰ及びⅡにおける「河川」とは、

1 級、2 級、準用河川とする。

① I 及び II における「揚排水ポンプ設備」とは、 $0.5\text{m}^3/\text{sec}$ 以上の能力を有するポンプ設備とする。

② I における「点検整備」とは、年点検（設備の機能回復、信頼性確保、機能保持を目的として全体的機能の確認を主眼として出水期前に行う点検）を含む業務とする。

③ 次に掲げる基準を満たす管理技術者を当該業務に配置できること。

過去に元請けとして履行（完成完了予定見込みを含む）した下記の I 又は II のいずれかの要件を満たす業務（工事）の経験を有すること。（共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

I 河川における揚排水ポンプ設備の点検整備の履行実績

II 河川における揚排水ポンプ設備工事の

施工実績

ただし

- ㊦ I 及び II における「河川」とは、
1 級、2 級、準用河川とする。
 - ① I 及び II における「揚排水ポンプ
設備」とは、 $0.5\text{m}^3/\text{sec}$ 以上の能力
を有するポンプ設備とする。
 - ㊧ I における「点検整備」とは、年
点検（設備の機能回復、信頼性確保、
機能保持を目的として全体的機能の
確認を主眼として出水期前に行う点
検）を含む業務とする。
- ⑩ 緊急時には、点検者の勤務する拠点から
120分以内に各排水施設の運転ができる体
制を確保できるものとする。

なお、前述の「運転できる体制」とは、
運転業務要員（点検者）が排水施設に到着
するまでとし、時間は一般道路においては
30kmを1時間、高速道路においては80kmを
1時間で算出した値とする。

2) 入札に参加しようとする者の間に資本関係
又は人的関係がないこと。(入札説明書参
照)

3 証明書等及び入札書の提出場所等

(1) 電子調達システムのURL、証明書等・入札
書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合
わせ先

政府電子調達システム(GEPPS)

<https://www.gepps.go.jp/>

〒310-0851

茨城県水戸市千波町1962-2

関東地方整備局 常陸河川国道事務所

経理課 契約係

電話 029-240-4062 内線 293

FAX 029-240-4081

(2) 紙入札方式による証明書等・入札書の提出場
所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

上記(1)の問い合わせ先に同じ

(3) 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方
法

1) 入札説明書を電子調達システムにより交付する。交付期間は平成30年2月13日から平成30年3月19日までとする。

2) やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、記録媒体（CD-R等、USBは不可）を上記（1）に持参又は郵送することにより電子データを交付する。持参による場合は、上記（1）に記録媒体を持参すること。郵送による場合は、上記（1）に記録媒体、返信用の封筒（切手を貼付）、入札参加希望者の連絡先がわかるものを同封すること。受付期間は平成30年2月13日から平成30年3月16日までの土曜日、日曜日及び休日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））を除く毎日、8時30分から17時15分まで（最終日は12時まで）とする。

(4) 電子調達システムによる証明書等の提出期限、紙入札による証明書等の提出期限

平成30年3月1日 12時00分

- (5) 電子調達システムによる入札書の提出期限、
紙入札による入札書の提出期限

平成30年3月16日 12時00分

- (6) 開札の日時及び場所

平成30年3月19日 10時00分

関東地方整備局 常陸河川国道事務所

入札室

- (7) 履行期間開始日は平成30年4月1日からとし、
契約締結日は平成30年4月2日とする。ただし、
平成30年4月2日までに平成30年度予算（暫定
予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約
締結日は平成30年4月3日以降、予算が成立し
た日とする。

暫定予算になった場合、予算措置が全額計上
されているときは全額の契約とするが、予算措
置が全額計上されていないときは全体の契約期
間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

4 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除。

(3) 入札者に要求される事項

1) 電子調達システムにより参加を希望する者は、証明書等を3(4)の提出期限までに、3(1)に示すURLに提出しなければならない。

2) 紙入札方式により参加を希望する者は、必要な証明書等を3(4)の提出期限までに、3(2)に示す場所に持参又は書留郵便等(書留郵便及び「民間事業者による信書の送達に関する法律」(平成14年法律第99号)第2条第6号に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便のうち、引き受け及び配達記録をした信書便をいう。)により提出しなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格を有しない者のした入札、証明書等に虚偽の記載をした者のし

た入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。（入札説明書、関東地方整備局競争契約入札心得、一般競争入札（電子調達システム）に際しての注意事項参照）

(5) 契約書の作成の要否

要。

(6) 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(7) 手続きにおける交渉の有無

無。

(8) 詳細は入札説明書による。